



お知らせ

お子さんの医療費助成制度をご存知ですか？

市内に住所がある次の対象年齢のお子さんが、医療機関にかかった場合の医療費の本人負担分を助成します。ただし、健康保険が適用される医療費に限ります。

乳幼児等医療費助成制度

■対象者

出生から就学前の乳幼児

【内容】

医療機関において健康保険証と乳幼児等医療費受給資格証をあわせて提示すると、本人負担額が総医療費の1割となります。

ただし、1カ月1医療機関あたりの本人負担額には、入院・通院別に上限を設けています。

ています。

- ・入院 2,000円
- ・通院 1,000円

※調剤薬局、柔道整復施術所・治療用器具製作所・訪問介護ステーションでの本人負担はありません。

【資格証の交付】

申請受付後、資格証を交付します。

■対象者

就学後から20歳未満の方

【内容】

慢性腎疾患等、特定の疾患による入院治療に対して助成します。

※該当する疾患については、問い合わせください。

【本人負担額の上限】

- ・入院 15,000円
- ※通院は対象外です。

【資格証の交付】

資格証の交付はありませんので、医療機関で医療費を支払い後、保険課または各総合支所で申請手続きをしてください。

※所得制限があります。

児童医療費助成制度

■対象者

小学校1年生から6年生の児童

【内容】

乳幼児への助成内容と同じです。ただし、児童が学校の管理下でケガ等をした場合で、日本スポーツ振興センターから医療費の給付が受けられる場合は、助成対象となりません。

【資格証の交付】

◎新1年生

3月下旬に、保護者宛に「児童医療費受給資格証」を郵送します。資格証の内容をご確認ください。

◎新2年生から新6年生

交付済みの「児童医療費受給資格証」を引き続きご使用ください。

医療費の払い戻し手続き

次の理由などで益田市の乳幼児等医療費助成または児童医療費助成が受けられなかった場合には、差額を払い戻します。

- ・医療機関で本人負担額が1割を超えたとき。
- ・医療機関で本人負担上限額を超えたとき。
- ・資格証を医療機関に提示せず、医療費助成を受けられなかったとき。
- ・コルセット、小児弱視の治療用眼鏡等の治療用装具を作成したとき。

ワンポイント防災知識

～自主防災組織～

●自主防災組織をつくろう

地震などの災害から身体や財産を守るには、一人の力では限界があります。近年では、「自分たちの町は自分たちで守る」という気持ちで、協力し合って災害に立ち向かうことが求められています。地域ごとに工夫して、役割分担を決めた防災組織をつくりましょう。現在、益田市内では約4割の自治会に自主防災組織があります。危機管理課では、自主防災組織設立に向けた相談を受け付けています。

問 市危機管理課 ☎ 31-0601



次の場合は届出が必要ですよ

- ・住所・氏名が変わったとき。
- ・保険証の種類や記載事項が変わったとき。
- ・転出等により資格がなくなったとき。
- ・健康保険や共済組合から高額療養費や付加給付金を受けられるとき。

問

市保険課

- ☎ 31・0215
- ☎ 24・0180
- 美都総合支所 ☎ 52・2312
- 匹見総合支所 ☎ 56・0300

	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象者	20歳以上で著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方	20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方
手当の額	月額 26,940 円	月額 14,650 円
注意事項	施設(有料老人ホーム等は除く)に入所している場合または病院等に継続して3カ月以上入院している場合は支給されません。	施設入所している場合や、障がいを事由とする年金などを受給している場合は支給されません。

在宅で著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に支給されます。(所得制限有)

・特別障害者手当  
・障害児福祉手当

特別障害者手当  
障害児福祉手当  
特別児童扶養手当

※対象となる障がい  
肢体障がい、心臓障がい、腎臓障がい、呼吸器障がい、精神障がい等

【特別障害者手当申請に必要な書類】

- 指定診断書
- 本人の年金等の収入金額を  
確認できるもの
- 個人番号が確認できるもの  
および本人確認書類
- その他必要書類

【障害児福祉手当申請に必要な書類】

- 指定診断書
- 個人番号が確認できるもの  
および本人確認書類
- その他必要書類

・特別児童扶養手当

対象障がい児(20歳未満)を  
監護、養育している父母または  
養育者に支給されます。  
(所得制限有)

※診断書で下記と同程度以上の  
障がいがあると認められた  
児童(血液、代謝疾患等の  
内部疾患、精神障がいも  
対象となり  
ます。)



【特別児童扶養手当申請に必要な書類】

- 本人と対象障がい児の戸籍  
謄本または抄本
- 指定診断書
- 個人番号が確認できるもの  
および本人確認書類
- その他必要書類

問 市障がい者福祉課  
TEL 31・0251  
FAX 31・8120

特別児童扶養手当	
対象障がい児	1級：概ね身体障害者手帳1・2級の一部、療育手帳A 相当 2級：概ね身体障害者手帳3・4級の一部、療育手帳Bの一部 相当 上記と同程度以上の状態にある児童(精神障がい等)
手当の額	1級：月額 51,700 円 2級：月額 34,430 円
注意事項	対象児童が施設入所している場合や、対象児童が障がいを事由とする年金などを受給している場合は支給されません。

美都総合支所地域振興課  
TEL 52・2312  
FAX 52・2190

・匹見総合支所地域振興課  
TEL 56・0302  
FAX 56・0362

UIターンされた方、  
定住奨励金の申請はお  
済みですか?

平成30年4月1日から平成  
31年3月31日までの期間に転

入された方に対する益田市UI  
ターン者定住奨励金の申請  
期限は、3月31日(日)となっ  
ています。申請期限後の受付は  
できませんのでご注意ください。  
また、申請については対象  
要件等がありますので、詳し  
くは人口拡大課に問い合わせ  
いただくか、市ホームページ  
をご覧ください。

問 市人口拡大課定住促進係  
TEL 31・0173



## 春の火災予防運動

3月1日～3月7日

平成30年度 全国統一防火標語

「忘れてない? サイフにスマホに火の確認!」

★住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。
- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



住宅用火災警報器には『電池切れ・故障』  
を知らせてくれる機能がついています。  
電池を交換するか、専門業者に相談して  
ください。

— 益田広域消防本部(消防署)・益田市消防団 —

益田市病児保育室  
「どうさんのせなか」  
見学会

普段は病気のお子さんが利用しているため見る機会がない保育室を、ゆつくりと見学できる機会です。保育関係者、お父さん・お母さん、おじいちゃん・おばあちゃん、もちろんお子さんも、どなたでもお越しください。お子さんはたっぷり遊んでいってください。

利用する前に、どんなところにあるのか、どんな部屋で過ごすのか、どんな人が保育するのか、少しでも知っていると安心です。当日は事前登録の受付も行なっています。登録の際は母子手帳をお持ちください。



**日** 3月10日(日)  
9:30～15:00  
**場** 益田市病児保育室  
「どうさんのせなか」  
(益田赤十字病院敷地内)

※益田赤十字病院の駐車場からお入りください。

**問** 社会福祉法人暁ほほえみ福祉会 益田市病児保育室「どうさんのせなか」

☎25・79800

スポーツ安全保険に  
加入しましょう

2019年度の「スポーツ安全保険」の加入受付が始まりました。

この保険は、スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う際の事故や、第三者に与えた傷害等を補償するものです。4名以上のアマチュアの団体・グループが対象です。



【保険内容】

①傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

②賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことに伴い、法律上の損害賠償責任を負うことによつて被った損害を補償します。

③突然死葬祭費用保険

突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償します。

詳しくは、スポーツ安全協会ホームページで確認いただくか、電話で問い合わせてください。



**問** スポーツ安全協会島根県支部

☎0852・21・5388

募集

西部高等技術校  
溶接無料体験セミナー

**日** 3月24日(日)

実施時間帯

- ① 9:00～
- ② 10:00～
- ③ 11:00～
- ④ 12:00～

**場** 県立西部高等技術校 機械加工・溶接科 溶接実習場内（高津四丁目7-10）

対象 島根県在住の方（小学生は高学年、保護者の同伴が必要）

定員 各時間帯で先着5名、合計20名

参加料 無料

内容 手のひらサイズの鉄製イスの製作体験（1人1個、1人あたり約30分）

※家族で参加の場合、原則1世帯1個

島根県最低賃金改定

島根県内の事業場で働く皆さんの最低賃金が改定されました。

件名	時間額	発効日
島根県最低賃金	764円	平成30年10月1日
特定最低賃金（産業別）	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	886円 平成30年11月24日
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	867円 平成30年11月25日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	800円 平成30年12月9日
	自動車・同附属品製造業	859円 平成30年12月1日
	自動車（新車）小売業	838円 平成30年11月29日
	百貨店・総合スーパー	平成30年10月1日から「島根県最低賃金764円」が適用されます。

※詳しくは島根労働局賃金室へ問い合わせください。

**問** 島根労働局賃金室 ☎0852-31-1158

歯科衛生士応援セミナー

申込方法  
電話にて、氏名、性別、年代、居間の連絡先および第1・第2希望の時間についてお知らせください。

受付期間

2月25日(月)～3月15日(金)  
(平日8:30～17:00)

※定員に達した時点で締切り

**申問** 県立西部高等技術校

(担当：田原・品川)

☎22・2450

☎22・2451

歯科衛生士の社会的役割とやりがいについて考えるセミナーを開催します。現役はもちろん、休職中の歯科衛生士の方、歯科衛生士を目指す学生の方、ぜひご参加ください。

**日** 3月10日(日)

10:00～12:30

**場** 島根県歯科医師会館

(松江市南田町141-9)

対象 歯科衛生士（現役および休職中の方）、歯科衛生士養成校学生、高校生、歯科医師

内容

・講演 10:00～11:00

「変わりはじめた歯科衛生士の社会的役割」

東京医科歯科大学大学院

医歯学総合研究科 歯学教育システム評価学分野

戸田 花奈子 氏

・体験報告 11:00～11:30

社会福祉法人梅寿会「ますだ」ハイツ 歯科衛生士

神代 さつき 氏

多田歯科医院 歯科衛生士

竹内 菜津子 氏

・パネルディスカッション

11:30～12:30

申込期限 3月5日(火)

参加料 無料・託児あり(無料)

※託児をご希望の方は事前に申込みください。

(対象は小学校就学前まで)

申請 島根県歯科医師会事務局 〒690-0088 4

松江市南田町 14-1-9

TEL 0852-242725

FAX 0852-310198

info@shimane-da.or.jp

### 住宅入居者

#### 市営住宅入居者

※3月14日時点で空き住宅があった場合、募集します。

申込期間

3月15日(金)～29日(金)

17:00必着

(応募多数の場合は抽選を行います。なお、抽選日は

申込者に対し別途お知らせします。)

入居可能予定日

5月中旬

※なお、須子(シルバーハウジングを含む)、原浜、下波田、上黒谷、黒石、田倉、久城、都茂上、朝日、椎ノ木、湯の香、久保坂、宮の原、丸茂、澄川、道川住宅は、順番待ち住宅として随時申込みを受け付けています。

その他

入居時には敷金(家賃3カ月分)、連帯保証人(1名)が必要で、申込資格等、詳しくは問い合わせください。



### 県営住宅入居者

空き室住宅の入居者を募集します。

申込期間

3月15日(金)～29日(金)

17:00必着

※戸数・間取り、募集団地については問い合わせください。

抽選 4月下旬

入居予定日 5月中旬

※なお、吉田南団地は、順番待ち住宅として随時申込みを受け付けています。

【共通申込み・問い合わせ先】

島根県住宅供給公社

益田住宅管理事務所

TEL 31-1530

※詳しくはホームページをご覧ください。

### 国税専門官

試験の日程確認や申込みはインターネットを利用してください。

受験資格

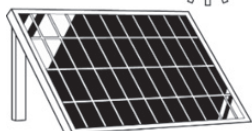
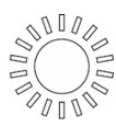
(1)平成元年4月2日～平成10年4月1日生まれの方

(2)平成10年4月2日以降生まれの方で次に掲げる方

## ご存知ですか？

事業用(出力10kw以上)太陽光発電設備は、確定申告とは別に、固定資産税の償却資産の申告が必要です。

ご家庭の屋根に設置している場合も、出力10kw以上であれば事業用とみなされますのでご注意ください。



対象の方は下記まで連絡いただくか、税務課窓口までお越しください。なお、申告がない場合は調査を行うことがあります。

税務課 固定資産税係

TEL 31-0610

受付期間

・インターネット

3月29日(金)9:00～

4月10日(水)

・郵送または持参

3月29日(金)～4月1日(月)

※当日消印有効

1次試験日 6月9日(日)

※詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

益田税務署総務課

TEL 22-0443

国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jp



相談・催し

しまね企業ガイダンス

就職活動を始める方必見！  
島根の企業が勢ぞろいし、企業紹介を行います。

【松江会場】

日 3月4日(月)  
10:30～17:00

場 くにびきメッセ(松江市)

【浜田会場】

日 3月20日(水)  
13:00～17:00

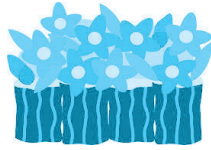
場 県立石見武道館(浜田市)

高津川公園 復活！協働のまちづくり事業

「公園に花を植えよう！」

〈日 時〉3月24日(日) 13:30～

※雨天の場合は3月31日(日)



〈場 所〉 高津川公園 (高津川丁河川敷)

※駐車場・集合場所同じ(15分前には集合)

〈持ち物〉 スコップ、手袋

〈参加資格〉 どなたでもOK

(小学生以下は保護者同伴での参加が必要)

〈主 催〉 高津川町自治会

〈問い合わせ先〉

☎ 090-5370-6110(大達)



内容

- ・企業紹介マイクリレー (1分間企業PR)
- ・合同企業説明会
- ※各会場とも前日に、自分の魅力を企業に伝える「学生のドフト就勝！」(「縁オファー」開催)
- ※詳細は「シヨブカフェしまね」サイトをご覧ください。
- 対象者
  - ・2020年3月大学(院)含む、短期大学、高等専門学校、専修学校等の卒業予定者
  - ・未就職卒業者
  - (既卒3年以内)

・県内就職を希望する方

参加企業

「シヨブカフェしまね」のサイトに掲載しています。

<https://www.go80-jobcafe-shimane.jp/>

シヨブカフェしまねで **検索**

問 シヨブカフェしまね(公益財団法人ふるさと島根

定住財団)

☎ 0120-67-4510

春の動物駆逐用煙火

保安講習会

野生動物からの農作物被害防止対策のひとつとして、「動物駆逐用煙火(動物追払い用煙火)」がありますが、この煙火を使用するためには講習会を受講し、煙火消費保安手帳の取得が必要となります。下記日程で講習会を開催しますので、受講希望の方は各申込先まで申込みください。

すでに保安手帳を取得されている方については、年1回の講習受講が義務付けられています。このための更新講習を兼ねていますので、ぜひ受講してください。

【中西会場】

日 3月1日(金)

18:30～20:00

場 中西地区振興センター

【西益田会場】

日 3月2日(土)

10:00～11:30

場 白岩地区多目的集会所

【匹見会場】

日 3月2日(土)

13:30～15:00

場 匹見下地区振興センター

〈講習会に持参する物〉

◎新規の方

・負担金5,500円

※新規の方は、受講料について1,000円の補助をします。印鑑を持参してください。

・写真(3カ月以内に撮影したもので、3cm×2.5cmのもの)

※裏面に氏名を記載してください。着帽・サングラス・背景のあるものは不可。

◎更新の方

・負担金2,500円

・お持ちの煙火消費保安手帳  
◎再交付・5年更新の方

・負担金5,000円

・写真(3カ月以内に撮影し

たもので、3cm×2.5cmのもの)

※裏面に氏名を記載してください。着帽・サングラス・背景のあるものは不可。

申問

・中西地区振興センター

☎ 28-0501

・匹見下地区振興センター

☎ 56-0910

・市農林水産課

☎ 31-0313



わさびの花芽摘み・わさび尽くし料理体験

わさび谷の見学や、この時期だけの花芽摘み体験、醤油漬作りや郷土料理「うすめ飯」作りなど、「東の静岡、西の島根」と評された匹見のわさび尽くしの体験イベントです。

日 3月30日(日)

9:00～14:00

場 匹見町三葛地区



**問** 島根県労働者福祉協議会  
島根（中国労働金庫益田支店 2階）  
☎ 0120・154・052  
（平日 10:00～16:00）  
☎ 0120・506・629  
（3月15日・16日限定）

**日** 3月15日（金）・16日（土）  
11:30～

**場** くらしサポートセンター  
島根（中国労働金庫益田支店 2階）

**問** 雇用全般、労働契約、賃金、労働時間、パワハラなどの仕事の悩み、生活苦、多重債務、子育て、介護、悪質商法、相続問題などの生活の悩みを相談できます。プライバシー保護のため予約が必要です。秘密厳守・相談無料。島根県補助金事業なので安心してご相談ください。



**出張相談会 in 益田**

**「くらし・仕事」悩み事**

定員 30名  
（事前申込みが必要）  
料金 2,500円  
**申問** ひきみ田舎体験推進協議会（匹見総合支所内）  
☎ 56・0305



**認知症カフェとは…**  
認知症の方とその家族、専門職の方、地域の方が気軽に集い、交流できる憩いの場です。  
どなたでも参加できます。申込不要ですので、お気軽にお越しください。

**日** 3月10日（日）  
13:30～15:30

**場** オレンジカフェまほろば  
（高津一丁目）

**内容** 茶話会「春のお彼岸 皆さんに作って頂くおはぎの巻」

**参加費** 1人100円  
（お茶代として）

**問** 医療法人永瀬脳外科内科「まほろば」☎ 25・7480  
「すみよし」☎ 23・6717

**益田地区認知症カフェ**  
**「オレンジカフェまほろば」**

**今月の開催日時**  
**日** 3月9日（土）  
・昼の部 10:00～12:00  
・夜の部 19:00～20:00

**場** 市立保健センター  
2階 多目的室  
（駅前ビルEAGAN内）

♡ご予約・問い合わせ先  
益田・吉賀・津和野はびこ会（事務局：金本）  
☎ 090・7542・7554  
※相談は、事前予約の方を優先させていただきます。

**独身男女の縁結び**  
**今月の開催**

はびこ交流サロン 益田会場では、毎月第2土曜日に独身男女の結婚相談を行なっています。縁結びボランティアが無料で紹介や婚活イベントなどの情報提供を行い、あなたの素敵な出会いをお手伝いします。また、サロンへご相談（登録）された方限定で、サロン内で開催する相談者同士の交流会「はびこ交流シェアサロン」へご参加いただけます。

**しょう 障がい者に関するマーク**

～マークの意味をご存じですか？ 施設や車などに表示されているマークを紹介します～



**もうじん 目のための国際シンボルマーク**  
(施設等が表示するもの)

1984年に制定された目が不自由な方のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられ、信号機や国際点字郵便物、書籍などに使用されています。

【問い合わせ先】 市障がい者福祉課 ☎ 31-0251